

財務省告示第四百五十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十四年十二月二十日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十二月十八日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記 号	発行の根拠	発行方法	発行行 額	払込金 額	種類 金額	発行 行 日	募集 の 価 格	利 率	初 期 利 子	後 の 利 子
利付国庫債券（五年）（第二十三 回）	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五条第 一項	郵政事業庁長官による国債の募 集の取扱い及び取得による発行 額	三百億六百万円	五百万円、十万円、百万円、千 円、一億円及び十億円の六種	円、一億円及び十億円の六種	平成十四年十二月二十日	平成十五年六月二十日	〇・三パーセント	年〇・三パーセント	毎半年六月二十日及び十二月二十 日を支払いとし、各支払期にお いて、その日以前六月間に属す る利子を支払う。
			額面金額で三百億円				と、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次号及び第十二号において規定 する期日について同じ。）。			

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

払 募 払 元 償 償
込 集 場 利 還 還
期 期 所 金 金 金
日 間 支 額 額 限

平 十 平 取 国 日 額 平
成 四 成 扱 債 本 面 成
十 年 十 店 代 銀 金 十
四 十 四 並 理 行 の 額 九
年 二 年 び に 店 本 円 十
十 十 十 取 及 本 につ 二
二 二 二 扱 び 店 支 百 月
月 月 月 郵 国 債 店 百 二
二 六 六 便 債 元 支 元 十
十 日 日 局 元 店 利 金 日
日 まで から 平 成
成